

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

# 安全スタッフ

特集Ⅰ

No. 2499

気象変化捉えて安全最優先を徹底

水上施工に潜む危険へ備える

戸田・加賀屋JV仁井田浄水場取水・導水施設整備工事

特集Ⅱ

海上コンテナ輸送でヒヤリハット事例集

車両の死角に要注意

ポートパートナー

ニュース

がんや歯周病を予防対象へ

厚労省 THP 指針改定で検討会

労働災害動画 配信しています!

↓コチラから



安全スタッフ電子版へログイン後→「各種サービス」  
→「動画で学ぶ労働災害事例」からご覧いただけます

6月  
1日号

2026

## ■ 災害のあらまし ■

昭和50年代前半に大手化粧品メーカーの販売員として約3年間働いていたXは、その後約50年経った令和6年1月ごろから、胸部の痛みや息切れに悩まされるようになった。医師の診察を受けたところ、同年4月に悪性胸膜中皮腫と診断され、半年後の10月に死亡した。Xは、化粧品の販売員として扱った化粧品やベビーパウダーに使われていた「タルク」という白い石の粉に石綿（アスベスト）が混入していた可能性があるとして、管轄の労働基準監督署に労災保険の各種給付を請求していた。

## ■ 判断 ■

Xが化粧品の販売員として働いていたのがベビーパウダーの検査態勢が強化される昭和62年以前で、化粧品などに石綿が含まれている可能性や業務中に石綿を吸い込んだ可能性を否定できないと労基署は判断し、Xの疾病を**業務上**と認定した。

## ■ 解説 ■

平成24年の行政通達「石綿による疾病の認定基準について」（以下、単に「認定基準」）によると、石綿ばく露作業に従事しているかまたは従事したことのある労働者に発生した疾病であって、石綿による疾病（石綿肺、肺がん、中皮腫など全5種）のうち一定の要件を満たすものは**業務上の疾病**として取り扱うこととされている。

認定基準では、各種石綿製品の製造工程における作業や石綿を含有する鉱石または岩石の採掘作業などが石綿ばく露作業として挙げられているが、さらにそのうちの一つに含まれているのが「石綿を不純物として含有する鉱物（タルク（滑石）等）等

# 社労士が教える

# 労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21  
社会保険労務士事務所たすく  
宮城会

代表 中島 文之

第389回

の取扱い作業」である。タルクは天然に存在する非常に柔らかい鉱物で、極めて滑らかな肌触りが特徴。断熱材や耐火材の原料として利用されるほか、その粉末はファンデーションやアイシャドウといった化粧品やベビーパウダーにも配合されている。

タルク自体は発がん性物質ではないが、石綿と鉱脈が近い採掘地では不純物として石綿が混じる場合がある。昭和61年度に旧労働省産業医学総合研究所が市販のベビーパウダーを調査した結果、一部の製品に石綿が検出されたことを受け、旧厚生省は昭和62年11月に「ベビーパウダーの品質確保について」という通知を発出した。これはベビーパウダーに含まれるタルク中の石綿をX線解析分析装置で測定することにより、原料タルクおよび輸入製品の品質管理を徹底するよう業者に求めるものであった。また平成18年9月1日施行の改正労働安全衛生法施行令では、石綿または石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有する製剤その他の物の製造、輸入、譲渡、提供、使用が禁じられることとなった。

現在市販されている化粧品やベビーパウダーにもタルクの粉末が配合されているが、法規制やメーカー各社の徹底した品質管理により、安全性が確保されている。一方で、Xが化粧品の販売員としてベビーパウダーなどを扱っていた時期は、これらの規制や品質管理が行われる前であった。

認定基準では、石綿ばく露作業に従事しているまたは従事したことのある労働者に発症した中皮腫であって、石綿肺の所見が得られるか、石綿ばく露作業の従事期間が1年以上あるもの（いずれも最初の石綿ばく露作業を開始したときから10年未満で発症したものを除く）は業務上の疾病として取り扱うこととしている。Xが化粧品



の販売員として働いていた期間が約3年間だったこと、タルクの品質管理が徹底される前のベビーパウダーや化粧品を取り扱うことで石綿を吸引した可能性を否定できないことなどから、労基署による労災認定となった。

現在ではその製造や使用が厳しく規制されている石綿・石綿含有製品だが、昭和50年代までは建材や摩擦剤、シール材などに幅広く使用されていた。また石綿による疾病は、ばく露してから発症するまでの期間が非常に長く、原発性肺がんで15～40年、中皮腫で20～50年と考えられている。そのため、昭和に換算すると101年に当たる令和8年においても、石綿による疾病を新たに発症する可能性は十分にある。

本稿では化粧品販売員の労災認定を取り上げたが、その他にも、タルクが付着したゴム手袋を使用したことで石綿を吸引してしまい、それが原因で発症した中皮腫が労災認定された事例もある。肺がんや中皮腫などと診断されたら、石綿ばく露作業をしていたのは遠い昔のことだからと決めつけず、最寄りの労基署や支援団体に相談してみるのも一考に値する。

[www.srup21.or.jp](http://www.srup21.or.jp)